



鳥取県公報

平成 26 年 11 月 28 日(金)
第 8 6 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (814) (関西本部) 2
	農用地利用配分計画の縦覧 (815) (経営支援課) 2
	国土調査の成果の認証 (816) (農地・水保全課) 2
	家畜伝染病の発生 (817) (畜産課) 3
	開発行為に関する工事の完了 (818) (八頭県土整備事務所) 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (21) 4
	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の 基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間 (22) 4
	衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間 (23) 4
	衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日 (24) 4

告 示

鳥取県告示第814号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成26年度鳥取県サポーターズ企業交流会委託業者選定委員会	平成26年度鳥取県サポーターズ企業交流会運営業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成26年11月28日から 平成27年1月16日まで	関西本部

鳥取県告示第815号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市河崎1741-23 中村 高也	米子市彦名町の一部
米子市大崎780 木村 傳四郎	米子市大崎の一部
米子市旗ヶ崎五丁目16-14 木本 昌夫	米子市彦名新田の一部
米子市米原六丁目17-30 岩井 太二	米子市富益町の一部
米子市葭津160-3 有限会社大根屋	米子市大崎の一部
米子市葭津1563 有限会社橋本青果	米子市彦名町の一部
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2597-3 荒木 勉	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬の一部

2 縦覧に供する期間

平成26年11月28日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第816号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、

同条第 4 項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八頭郡智頭町	平成24年度及び平成25年度	智頭町（大字奥本の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字奥本の一部	平成26年11月28日
〃	〃	智頭町（大字芦津の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字芦津の一部	〃
〃	平成24年度から平成26年度まで	〃	〃	〃

鳥取県告示第817号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡琴浦町	平成26年11月19日

鳥取県告示第818号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県八頭県土整備事務所長 山 本 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成26年 7 月 24 日 鳥取県指令第201400070234号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡八頭町山上及び上峰寺
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
島根県松江市西津田 1 丁目 2 - 14
山陰丸和林業株式会社 代表取締役 北岡 幸一
鳥取県八頭郡八頭町郡家763-10
八頭中央森林組合 代表理事組合長 前田 幸己
鳥取県鳥取市湖山町西 1 丁目328- 2
鳥取県東部森林組合 代表理事組合長 初田 勲

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

大山町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
大山町中山温泉館及び生活想像館	大山町赤坂708

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 被登録資格の決定の基準となる日
平成26年12月1日。ただし、年齢については、同月14日を基準日とする。
- 登録を行う日
平成26年12月1日
- 縦覧に供する期間
平成26年12月2日

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により平成26年12月2日と定めたので、同令第23条の11第5項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成26年12月2日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成26年11月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎